

職員の懲戒処分について

北本市では、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

【事案1】

1 概要

被処分者は、国の交付金に係る協議に際し、起案文書の未作成、本来必要である合議を受けていない等、公文書を不適正に取り扱った。また、交付要件への該当性について十分な確認をしなかったことから、交付金の交付後に要件に合致しない経費が含まれていることが判明し、1,366万円の返還を生じさせ、返還金の全額を市の一般財源で負担することとなった。

2 所属名 こども健康部保育課

3 職名及び年齢 主幹級職員（53歳）

4 処分年月日 令和8年5月22日

5 処分内容 減給10分の1 1月

6 上司の処分

(1) 所属名 総務部総務課

(元こども健康部保育課)

(2) 職名及び年齢 課長級職員（56歳）

(3) 処分年月日 令和8年5月22日

(4) 処分内容 戒告

【事案2】

1 概要

被処分者は、支援措置業務において、申請書類を受理後、約4カ月にわたり処理を行わず放置したほか、当該申請に係る決定通知の施行に当たり、決裁を経ない通知書を作成し、公印を不正に使用した。また、当該処理の遅延を知らながらも職務上の命令に従わず、是正及び完了に必要な対応を行わなかった。さらに、事務処理の遅延の理由について、支援措置に係る確認書を関係機関が紛失した等の虚偽の報告を上司に行った。

2 所属名 市民経済部市民課

3 職名及び年齢 主査級職員（42歳）

4 処分年月日 令和8年5月22日

5 処分内容 免職